

処方せんの一般名処方について

当院は、昨今の医薬品供給が不安定な状況を踏まえ、患者様が保険薬局において、円滑にお薬を受け取ることができるよう、一般名処方を行っております。

一般名処方を行うことにより、保険薬局において、製薬メーカーの供給・在庫状況に応じて調剤でき、患者様へ円滑に医薬品を提供することができます。また、製品名を問わず処方できることで、先発品に比べ比較的価格の安いジェネリック医薬品の選択も可能となり、患者様の自己負担の軽減にも繋がります。ご理解の程よろしく願いいたします。

[一般名処方とは]

同じ有効成分のお薬をメーカー、製品名問わず処方できるよう、「主成分(一般名)」で処方箋に記載することです。



令和5年4月1日